

4 低炭素・循環型社会の構築



まちづくりや日常生活での省資源・省エネルギーなど環境負荷の少ない社会システムやライフスタイルを確立し、地球環境保全に貢献するまちをめざします。

4-1 地球温暖化*対策の推進

(1) ヒートアイランド対策

ヒートアイランド現象は、都市における熱汚染であり、ビルや住宅などの空調設備、電気機器、燃焼機器や自動車などの人間活動より排出される熱を低減することで現象が緩和できます。この原因の一つに、気温の低減効果のある緑地の減少やアスファルト道路の特性があるとされていることから、市では、緑地の確保や道路舗装を改善し、現象の緩和に努めています。

① 公共施設の緑化

市では、公共施設でのヒートアイランド対策として、夏は遮断、冬は保温の効果がある屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテンの設置を進めています。緑は、蒸発散作用による気温低減効果があるほか、NOx等の大気汚染物質を吸収し、酸素を供給するなどの大気浄化機能があります。

② 透水性舗装等の推進

透水性舗装は、地中に保持された水分が蒸発することにより、通常の舗装に比べ、路面の高温化を抑制する効果があり、街路樹の育成にも良い影響を与え道路の緑化にも役立つことから、市では、歩道舗装に可能な限り、透水性舗装を行っています。

【透水性舗装状況】

年度	透水性舗装面積
令和 3 年度	137.0 m ²
令和 2 年度	184.0 m ²
令和 元 年度	223.4 m ²

(2) 省エネ・省資源の推進

① エコライフの推進・普及

市では、地球環境への負荷を軽減するため、省エネ・省資源対策を推進し、石油などの天然資源の有効利用などを積極的に行う循環型の社会システムの構築を目指しています。

家庭からの二酸化炭素排出量を削減するために、省エネ・省資源など環境に配慮した生活を実践することにより、地球温暖化防止のためのライフスタイルの定着に向けたきっかけづくりとして、夏冬に各1日を決めて、職員一人ひとりがエコライフDAYを実践し、CO₂削減量効果を確認するエコライフチェックを実施しました。この結果、令和3年度は、夏冬合わせて2.3 tのCO₂を削減することができました。

② 公用車のエコカー導入の推進

市では、「朝霞市低公害車導入指針」を平成19年から施行し、大気環境の保全や環境負荷*の低減、及び地球温暖化の防止を図るため、有害物質や温室効果ガス*の排出が少ない車両や、燃費性能に優れた車両を公用車として積極的に導入しています。

令和3年度は、財産管理課が集中管理している公用車1台をはじめ、計3台の低公害車を導入しました。

電気自動車（EV）用急速充電器をご利用ください！

市では、大気環境の改善や地球温暖化対策の一環として、走行時に二酸化炭素を排出しない電気自動車の普及を推進するため、市役所の駐車場内に電気自動車用の急速充電器を設置しています。

なお、平成25年度から設置していた一般駐車場内の急速充電器（1基）は令和3年11月1日に老朽化のため撤去し、新たに令和4年2月1日から市役所公用車駐車場内に急速充電器1基（2台同時充電可能）設置しました。

新）電気自動車用急速充電器（充電カード式）令和4年2月1日～

利用可能日：毎日（年末年始を除く）

利用時間：24時間

利用料：充電カードあり…充電カード発行元が設定する料金
充電カードなし…1回550円（税込み）



旧）電気自動車用急速充電器（硬貨式）～令和3年10月31日

利用可能日：毎日（年末年始を除く）

利用時間：午前8時から午後9時まで

利用料：1回500円



【市設置電気自動車（EV）用急速充電器利用状況】

年度	利用可能日数		充電量（kWh）		充電回数		うち一般充電回数	
	計		計		計		計	
令和3年度	計	267	計	1229.9	計	148	計	144
	新	59	新	975.0	新	122	新	119
	旧	208	旧	254.9	旧	26	旧	25
令和2年度		353		513.5		62		51
令和元年度		346		474.6		88		63

問合せ／環境推進課 環境対策係 048-463-1512

③ 朝霞市環境マネジメントシステムの推進

市の事務事業における環境負荷の低減と環境保全への積極的な貢献はもとより、地球環境保全を自ら率先し行動することによって、市民や事業者朝霞市としての姿勢を示すことを目的に、朝霞市役所本庁舎を対象に環境マネジメントシステムを導入し、具体的な環境の保全及び取組の推進に努めてきました。その結果、市役所全体のオフィス活動における環境に対する意識や環境配慮活動を定着させることができました。

そして、朝霞市環境マネジメントシステムを平成27年3月に策定された「第3次朝霞市地球温暖化対策実行計画」と一元化することで、引き続き、事業者として環境に配慮したオフィス活動に努めることとしました。

(3) 太陽光発電等再生可能エネルギー利用の推進

① 公共施設の太陽光発電実用化の検討

市では、地球温暖化対策の一環として、環境への負荷の少ない「太陽光発電設備」の公共施設への導入を推進しています。令和3年度までに設置した主な施設は表のとおりです。また、市内の公園施設（トイレ、照明設備、時計等）においても一部設置しています。

太陽光発電設備設置施設	最大出力値	太陽光発電設備設置施設	最大出力値
市役所本庁舎	10.53kW	宮戸保育園	4.82kW
産業文化センター	19.60kW	溝沼学校給食センター	4.80kW
リサイクルプラザ	10.00kW	中央公園野球場	5.01kW
根岸台市民センター	5.01kW	朝霞第四小学校	10.00kW
膝折市民センター	5.00kW	朝霞第五小学校	10.00kW
総合福祉センター	57.40kW	朝霞第十小学校	95.55kW
溝沼複合施設	10.02kW	朝霞第一中学校	20.00kW
内間木公民館	16.96kW		

② 住宅用太陽光発電設備設置の推進

市では、平成13年度から「住宅用太陽光発電システム」の設置に対し設置費の一部を補助し、環境への負荷の少ないクリーンエネルギー導入の促進を図っています。

【住宅用太陽光発電システム設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額	最大出力合計値
令和3年度	出力1kW当り 3.5万円 ※限度額：戸建 10万円 組合 50万円	14件	1,326,000円	52.46kW
令和2年度	出力1kW当り 3.5万円 ※限度額：戸建 10万円 組合 50万円	20件	1,929,000円	87.15kW
令和元年度	出力1kW当り 3.5万円 ※限度額：戸建 10万円 組合 50万円	26件	2,471,000円	111.06kW

【発電量推計値によるCO2削減量】

年度	最大出力合計値 (kW)	年間発電量推計値 (kWh)	1年間のCO2削減量 (t-CO2)
令和3年度	52.46	62,952	34.69
令和2年度	87.15	104,580	57.62
令和元年度	111.06	133,272	73.43
平成13～ 令和3年度 までの累計	3,792.38	4,550,856	2,506.53

※樹齢50年の杉の木1本で、年間約14kg-CO2の二酸化炭素を吸収しています。

③ 家庭用燃料電池（エネファーム）設置の推進

市では、平成30年度から「家庭用燃料電池（エネファーム）」の設置に対し設置費の一部を補助し、温室効果ガスの排出の抑制等を図っています。

【家庭用燃料電池（エネファーム）設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額	最大出力合計値
令和3年度	一律5万円	0件	0円	0kW
令和2年度	一律5万円	0件	0円	0kW
令和元年度	一律5万円	0件	0円	0kW

④ 定置用リチウムイオン蓄電池設置の推進

市では、平成30年度から「定置用リチウムイオン蓄電池」の設置に対し設置費の一部を補助し、温室効果ガスの排出の抑制等を図っています。

【定置用リチウムイオン蓄電池設置費補助実績】

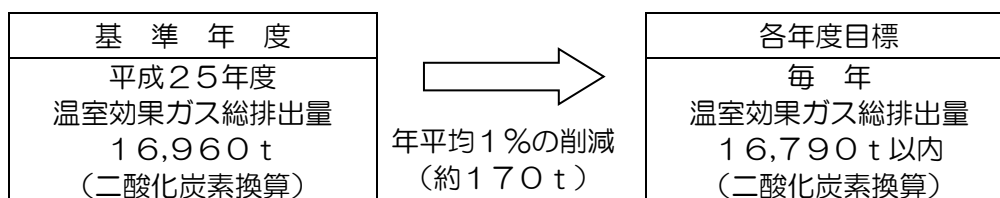
年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額	最大容量合計値
令和3年度	一律10万円	32件	3,200,000円	244.4kWh
令和2年度	一律10万円	28件	2,800,000円	187.6kWh
令和元年度	一律10万円	24件	2,400,000円	147.8kWh

（4）地球温暖化対策実行計画の推進

① 「第3次朝霞市地球温暖化対策実行計画」への対応

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成11年4月施行）に基づき、市における温室効果ガスの排出の抑制と安定化に向けた実効性のある具体的な取り組みを着実に実施していくため、「朝霞市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。この計画では、市庁舎をはじめとする公共施設において、市の職員が直接実施する事務及び事業のすべてを対象に期間を定めて温室効果ガスの排出量削減目標を定めています。第1次計画では、基準年度（平成12年度排出量）比で1.0%の増加、第2次計画では、基準年度（平成19年度排出量）比で1.09%の増加となりました。

第3次計画では、平成25年度を基準として、平成27年度から令和3年度までの7年間で、温室効果ガス総排出量を計7%（年平均1%）削減することを目標としています。



※計画期間（7年間）で排出される温室効果ガス総排出量を合計で約117,530t以内の排出量とする。

基準年度 16,960t×7年間 = 118,720t

削減目標 16,960t×7% ≙ 1,190t（年平均170t）

総排出量 16,790t×7年間 = 117,530t以内

- ・第3次朝霞市地球温暖化対策実行計画（計画期間：平成27年度～令和3年度）

【実績】

	年間排出量（kg-CO ₂ ）	基準年度比（%）
令和3年度	17,140,543	1.06
令和2年度	16,675,729	△1.68
令和元年度	16,670,970	△1.71
平成30年度	16,585,330	△2.21
平成29年度	16,209,344	△4.43
平成28年度	16,139,137	△4.84
平成27年度	16,421,991	△3.17

※基準（平成25）年度排出量：16,960,179kg-CO₂

② 温室効果ガスの排出抑制への取り組み

市では、計画に基づき、温室効果ガスの排出量削減目標を達成するため、各種取り組みを主体的かつ積極的に推進し、庁内推進組織の設置や職員に対する研修の実施、地球温暖化に関する情報提供、温室効果ガスの排出量削減目標に対する進捗状況の点検と「広報あさか」及び市ホームページで公表を行っています。

排出を直接抑制するためのおもな取り組み	排出の抑制に配慮したおもな取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・電気使用量の削減 冷暖房の適切な使用、不必要な照明の消灯、その他の節電 ・燃料使用量の削減 公用車の使用の抑制及び適正な運転や管理、公用車の買い換え時の低公害車等の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した物品の購入・紙類の使用量の抑制 ・リサイクルの推進・廃棄物の削減 ・水道水の節約 ・環境に配慮した建設工事の推進 環境配慮型施工方法の採用、建設副産物の抑制対策、再生可能エネルギー及び省エネシステムの推進

③ 「埼玉県地球温暖化対策推進条例」への対応

「埼玉県地球温暖化対策推進条例」は、県民、事業者、環境保全団体、行政など各主体が連携しつつ取り組むべき具体的な対策を定め、地域総ぐるみで地球温暖化対策を推進するために平成21年に施行され、事業者単位で合算してエネルギー使用量が原油換算で1,500キロリットル以上の事業者に対して、報告の作成を義務付け、事業所ごとに削減目標を定めています。

朝霞市では、市、教育委員会、クリーンセンターの3つに分けて報告を行っています。

④ 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）等への対応

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」は、エネルギー使用の合理化をより一層推進するために、平成20年に改正、平成22年4月より施行され、年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500キロリットル以上の特定事業者に対して、エネルギー使用量（エネルギー原単位）の報告及び年間1%以上の削減を求めています。

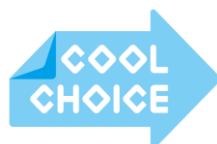
市、教育委員会が特定事業者となり1,500キロリットルを越えるクリーンセンターがエネルギー管理指定工場等に指定され、国に対し、エネルギー使用量の報告等を行っています。

⑤ 地球温暖化対策等の促進

本市では、市民や事業者が地球温暖化防止に向けた取り組みや活動を行っていただくための啓発や支援等を行っています。

- ・創エネ・省エネ設備設置費補助事業
- ・地域リサイクル活動推進補助事業

朝霞市は「COOL CHOICE」に賛同しています！



「COOL CHOICE」とは、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で46%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のことです。

詳しくは、「COOL CHOICE」のホームページをご覧ください。

朝霞市は「Fun to Share」に参加しています！



Fun to Share
みんなでシェアして、低炭素社会へ。

「Fun to Share」とは、地球温暖化対策の最新の知恵をみんなで楽しくシェアしながら、低炭素社会をつくっていいこうよ！という合言葉のことです。

詳しくは、「Fun to Share」のホームページをご覧ください。

4-2 水の有効利用

(1) 水の有効利用

① 節水の啓発

市では、水は限りある大切なものとして、広報あさかやポスターなどを活用し、水の有効利用に関する普及を進めて、節水意識の向上を図っています。

【市内の水道給水量】

年度	給水量	1人1日平均給水量
令和3年度	1,552万m ³	295ℓ
令和2年度	1,586万m ³	303ℓ
令和元年度	1,548万m ³	298ℓ

② 雨水の利用

市では、新たに設置する公共施設において、雨水を利用したトイレの洗浄や樹木等への散水と上水道の節約を目的とした雨水利用設備を導入するよう努めています。令和3年度までに導入した施設は下表のとおりです。

雨水や再生水を利用した施設 20施設

施設名	施設名
根岸台市民センター	北朝霞駅東口地下自転車駐車場
膝折市民センター	朝霞駅南口地下自転車駐車場
産業文化センター	朝霞駅東口地下自転車駐車場
リサイクルプラザ	朝霞駅南口公衆トイレ
溝沼複合施設（溝沼保育園含む）	朝霞第一小学校
さくら保育園	朝霞第四小学校
宮戸保育園	朝霞第五小学校
仲町保育園	朝霞第十小学校
新高橋ふれあい広場トイレ	朝霞第一中学校
博物館	溝沼学校給食センター

※再生水とは雨水以外の排出水を循環させるなどで再利用させているもの

③ 雨水利用設備設置の推進

雨水の再利用を推進するため、平成 27 年度から住居に設置する雨水利用設備に対して、その費用の一部を補助しています。

【雨水貯留槽設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額	設置容量 合計値
令和3年度	戸建：購入費用等の 1/2（限度額：2万円） 組合：1 基あたりの購入費用等の 1/2 に設置 基数を乗じた額（限度額）10万円	2件	36,000円	300ℓ
令和2年度	戸建：購入費用等の 1/2（限度額：2万円） 組合：1 基あたりの購入費用等の 1/2 に設置 基数を乗じた額（限度額）10万円	3件	34,000円	400ℓ
令和元年度	戸建：購入費用等の 1/2（限度額：2万円） 組合：1 基あたりの購入費用等の 1/2 に設置 基数を乗じた額（限度額）10万円	2件	29,000円	240ℓ

4-3 循環型社会の形成

わたしたちが、社会生活を営むうえで日々大量に発生する廃棄物（ごみ）があります。この「ごみ」といかにつきあっていくかが、現在、大きな課題の一つとなっています。

令和3年度のごみ排出量は、年度当初は増加傾向でしたが、1年間の排出量としましては、家庭ごみ、事業ごみともにコロナ禍前の排出量に戻りつつあります。ただ、排出量目標値よりも多くごみを排出しており、この状態が続くと、ごみ処理施設に経常的な負担をかけるばかりでなく、わたしたちの生活環境に多大な影響を及ぼすこととなります。

たとえば、ごみ処理施設の老朽化、最終処分場の不足、ごみ処理経費の増加、ごみ焼却時におけるダイオキシン類の発生等、財政負担や人体および生態系への影響が出てきています。

地球の資源が有限である以上、まず廃棄物の発生を減らし、それでも排出せざるを得ない廃棄物でもリサイクルできるものは「再資源」として活かしていくことがとても大切です。

市では、ごみ問題の解決に向け、市民、事業者、行政がそれぞれの役割の中で、「リデュース」（廃棄物を出さない）、「リユース」（再使用する）、「リサイクル」（再資源化する）という、ごみ減量の大切なキーワード「3R」を柱に、さまざまな事業を実施しています。

(1) 3Rの推進、リサイクルプラザの充実

① リデュース・リユース・リサイクルの普及（リサイクル意識の啓発）

市では、ごみ問題に対する市民の意識啓発の高揚を図るため、「資源とゴミの分け方・出し方」など各種啓発パンフレットを作成、配布しているほか、啓発用DVD「Eco City あさか～3Rはごみを減らすキーワード～」を作製して、貸出しを行っています。

令和3年度は、広報あさかやホームページに啓発記事を掲載したほか、11月に分別キャンペーン月間を設け、適正な分別を啓発しました。

② 生ごみの減量化促進

ごみの約7割は燃やせるごみです。中でも大半を占めるのは、生ごみや紙ごみです。本市では、生ごみの減量施策として、家庭での水切りを推進しています。令和3年度は、コロナ禍の影響により、店頭啓発事業は実施できませんでしたが、10月の3R推進月間事業において、水切りネットを公共施設で配布しました。

また、公設保育園や学校給食センターなどでは、給食の生ごみの回収を堆肥化のできる業者へ委託し、ごみの減量化・資源化を推進しています。令和3年度は、学校給食センター・4小・5小・8小では81.102t、保育園では22.648t、総合福祉センターでは1.859tの給食生ごみを回収し、堆肥化しました。

③ リサイクル家具等の活用

市では、市内の家庭で不用になって処分しようとしている家具類を引き取り、リサイクルプラザのシルバー工房で補修後、毎月抽選による展示販売を行っています。令和3年度の販売点数は363点でした。

④ リサイクル自転車活用

市では、地球にやさしいリサイクル活動の一環として、撤去された放置自転車を整備し、再利用自転車として販売しています。令和3年度は5台をリサイクルしました。

また、リサイクルが不可と判断された自転車については、鉄材料の再資源化を行うリサイクル業者に売却しました。

⑤ 地域リサイクル活動の推進

ごみの減量化・再資源化を推進するため、家庭の排出段階から抑制し、リサイクルへ直接回すことにより、ごみ処理施設への負担及び処理経費を節減するため、回収量に応じて補助金を交付し、市民の方々による自主的な地域環境保全活動を援助しています。

【令和3年度地域リサイクル活動実績】

登録団体数	回収品目及び回収量			
	紙類	布類	金属類	びん類
165団体	977,445kg	89,725kg	52,947kg	0kg
回収量合計	1,120,117kg			



※冊子「資源とゴミの分け方・出し方」

⑥ 廃棄物の資源化の推進

市では、廃棄物のリサイクルを推進するために分別収集及び集団資源回収に取り組んでいます。ごみの分別については、啓発冊子や分別看板の配布、広報あさかやホームページを活用した啓発のほか、分別キャンペーン月間、ごみ集積所監視パトロールを実施し、適正な分別排出指導を行っています。

また、市民団体等による集団資源回収活動に対し、朝霞市地域リサイクル活動推進補助金を交付することで、再資源化に対する意識の高揚を図っています。令和3年度のリサイクル率は26.2%でした。

※リサイクル率

$$= (\text{集団資源回収量} + \text{搬入された資源の量}) \div \text{ごみ排出量} \times 100 \\ = (1,120,117\text{kg} + 8,985,180\text{kg}) \div 38,562,590\text{kg} \times 100 \approx 26.2\%$$

【分別容器・クリーンネット配付事業】

ごみの分別徹底と収集の効率化を図るため、ごみ集積所用のごみ排出用分別容器やクリーンネットを配付しています。また、分別容器の移動をスムーズにするためのキャスターを提供しています。



※ごみ排出用分別容器



※クリーンネット

【朝霞市廃棄物減量等推進審議会の開催】

ごみの減量化・再資源化を推進するにあたって、平成6年4月から市長の諮問機関として、市民、事業者、行政がお互いの立場からごみの減量に有効な方法を見出すために開催しています。

この審議会は、市長が委嘱する10名の委員で構成されており、これまで、市長からの諮問に対し数々の審議を行っております。

令和3年度朝霞市廃棄物減量等推進審議会委員（令和3年度末現在）

区 分	所属団体役職等	氏 名
第1号委員 知識経験を有する者	埼玉県西部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当部長	野 平 佳 紀 の ひら よし のり
	朝霞市市議会議員	石 原 茂 いし はら しげる
	法政大学経済学部教授	◎ 松 波 淳 也 まつ なみ しゅん や
	全国都市清掃会議総務部長	大 川 敏 彰 おお かわ とし あき
第2号委員 関係団体を代表する者	朝霞市商工会女性部	遠 藤 なみ子 えん どう なみこ
	朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会	松 下 昌 代 まつ した まさ よ
	朝霞市自治会連合会副会長	○ 関 口 博 信 せき ぐち ひろ のぶ
	朝霞地区四市廃棄物処理協会	大 村 相 哲 おお むら そう てつ
第3号委員 公募による市民	市民公募者	高 橋 義 幸 たか はし よし ゆき
	市民公募者	柳 下 克 枝 やぎ した かつ え

（敬称略）◎会長 ○副会長

令和3年度朝霞市廃棄物減量等推進審議会活動報告

回 数	開催日・開催場所	会 議 内 容
第1回	令和3年5月25日（火） 朝霞市リサイクルプラザ 3階 活動室	（1） 第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の検証結果報告について（令和2年度実施分）（案） （2） その他
第2回	令和3年10月12日（火） 朝霞市リサイクルプラザ 3階 活動室	（1） 朝霞市・和光市ごみ処理広域化について （2） その他
第3回	令和4年2月17日（木） 書面による開催	（1） 令和4年度一般廃棄物処理実施計画（案）について （2） 朝霞市・和光市ごみ処理広域化について （3） その他

【ごみ処理状況の推移】

年度	人口(人)	年間総排出量(t)	内 訳(t)		処理量内訳(t)		1人当たり家庭ごみ(集団資源回収を除く)排出量(g/日)
			家庭ごみ	事業ごみ	焼却	その他	
R3	143,926	38,563	31,430	7,133	27,382	11,181	577
R2	143,388	39,126	32,311	6,815	27,400	11,726	592
R元	142,073	38,440	31,177	7,263	27,284	11,156	572

※ 総排出量＝収集量＋直接搬入量、人口は各年度末現在

【資源化状況の推移】

年度	集団資源回収量(t)	資源化量(t)													再生利用率(%)
		新聞	雑誌	布類	ダンボール	かん		ペットボトル	紙パック	磁性物	びん	プラスチック	アルミ	廃家電・自転車等	
						アルミ	スチール								
R3	1,120	452	1,136	562	1,347	249	95	414	3	623	988	2796	25	296	32.6
R2	1,302	479	1,251	590	1,347	256	143	420	2	600	983	2,892	26	296	33.3
R元	1,451	569	1,289	535	1,130	222	135	381	1	495	909	2,805	17	350	33.1

※ 集団資源回収量＝リサイクル活動団体による紙類・布類・金属類・びん類の集団資源回収量
再生利用率＝(集団資源回収量＋直接資源化量＋中間処理後再生利用量)／総排出量×100

⑦ リサイクルプラザでの環境学習・活動事業等の普及

リサイクルプラザでは、ごみの減量、再資源化や環境に関する情報発信の拠点として、家庭で不用になったものをごみにしないで再利用するよう、リサイクルショップの運営、家具類の再生販売、不用品情報交換などの事業の他、賞味期限切れ前の食品(常温で保存が可能なもの)を回収し、市内の子ども食堂で活用していただく食品ロス削減事業や、家庭で不用となった市内中学校の制服や体操着を、各学校を通じて必要としている方に再利用していただく制服リサイクル事業を実施しています。

また、図書コーナーで所蔵している環境関係図書の貸出を行っています。

⑧ 朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会との連携充実・支援

リサイクルプラザでは、市民ボランティア団体「朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会」が市との協働で講座等の事業を計画します。この協議会は、市民が主体的に事業を企画・立案し、活動しています。

令和3年度は、「エコガラスで作るキャンドルホルダー」「廃油石けんづくり講座」「おかたづけ講座 子ども編」「エコネット環境カフェ①リサイクルとSDGs」「エコネット環境カフェ②企業の取組から循環型社会を知る」を実施しました。

(2) 事業活動における廃棄物の減量化、資源化

市では、事業ごみの減量化、資源化を図るため、事業系ごみ削減キャンペーンの実施や、ホームページ、事業用パンフレットの配布により、事業者への意識啓発を図っているほか、大規模事業者の実地検査を行い、ごみの減量・再資源化を推進しています。

また、クリーンセンターでは、搬入ごみを検査し、分別が守られていない事業者に対して指導を行っています。

(3) 廃棄物の適正処理の推進

ごみの減量・再資源化を図るため、市民・事業者等に対しごみの減量・分別についての啓発活動を行っております。

特に事業ごみについては、適正排出や再資源化について、事業者に指導を行っております。

市民には、増加している外国人居住者への適正排出の指導、啓発の強化を行うなど、正しい分別についての啓発活動等を行っております。

【ダイオキシン類測定分析】

クリーンセンター内における排ガス・焼却灰・飛灰中のダイオキシン類の測定分析を実施し、その結果について、「広報あさか」にて公表しました。

【令和3年度ダイオキシン類測定分析結果】（令和3年12月8日、令和4年1月13日測定）

	排ガス (ng-TEQ/m ³ N)	飛灰 (ng-TEQ/g)	焼却灰 (ng-TEQ/g)
1号炉	0.0061	0.58	0.0084
2号炉	0.000042	1.6	0.0053
排出基準値	5	3	3

ng：10億分の1g

TEQ：ダイオキシン類の濃度（毒性の強さ）を表す記号

m³N：温度0℃、1気圧に換算した気体の立法メートル単位の体積

- ※ 排ガスの排出基準値（焼却能力が2～4t/時の基準値）は、「ダイオキシン類対策特別措置法」による。
- ※ 飛灰・焼却灰の排出基準値は、「廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準値及び測定の方法に関する省令（平成12年1月14日厚生省令第1号）」による。（平成14年12月1日から適用）